

医療機関の皆様へ

横浜市保健所長

腸管出血性大腸菌感染症の患者への対応について（依頼）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市において今年 8 月以降、腸管出血性大腸菌感染症の届出が昨年の同時期を上回るペースで急増しており、8 月 14 日から 20 日までの一週間に 22 件の届出がありました。重症化し溶血性尿毒症症候群（HUS）を発症したケースも複数報告されており、集団感染事例も確認されています。

さらに、今般、埼玉県において腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒が発生していますが、本市においても 8 月 23 日に焼肉店において O157 の食中毒が発生したところです。

腸管出血性大腸菌感染症の届出時には、接触者等への二次感染や潜在的な感染拡大要因の有無を確認するために、市保健所が感染症法に基づき詳細な積極的疫学調査を実施します。

つきましては、各医療機関におかれましても以下の対応に御協力いただきますよう貴会会員の皆様への周知をお願いいたします。

- 1 消化器症状（特に血便を伴うなど）のある患者については、腸管出血性大腸菌感染症の鑑別にもご配慮ください。
- 2 細菌性腸炎を疑う場合（特に血便例）は、止痢薬の使用に御注意ください。
- 3 腸管出血性大腸菌感染症を疑い、ペロ毒素の確認等の検査により届出基準を満たした場合は、三類感染症として、ただちに各区福祉保健センターへ発生届の提出をお願いします。  
また、患者ご本人やご家族へ保健所の調査がある旨のご説明をお願いします。
- 4 広域的な発生動向を監視するため、横浜市衛生研究所において菌株の遺伝子解析を実施しますので、分離株の提供についてご協力ください。

<参考情報>

- 腸管出血性大腸菌感染症の届出基準及び届出様式について  
横浜市衛生研究所ホームページ 「届出基準・届出様式」  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/infection/todoke.html>
- 市内医療機関からの腸管出血性大腸菌感染症届出件数  
平成 29 年 1 月 1 日から 8 月 20 日まで：**62 件** ※ うち 8 月 14 日から 20 日まで：22 件  
(平成 28 年 1 月 1 日から 8 月 31 日まで：50 件)

【担当】 横浜市保健所 健康安全課  
健康危機管理担当  
電話：6 7 1 - 2 4 6 3